

## 経緯・背景

- STCW条約は、1967年に、英仏海峡で発生した大型タンカー「トリーキャニオン号」の座礁事故を契機として、船員の質の向上を図ることを目的として、船員の訓練及び資格証明に関する国際基準として、IMOで採択され、1984年に発効（日本は1982年に批准）。
- これまで、STCW条約は、国際的に人的要因への対応の重要性の高まり等を受けて、1995年、2010年（マニラ改正）に、包括的な見直し作業を行い、改正を実施。
- 今般、国際海運をとりまく情勢の変化、技術的な進展を踏まえて、IMOにおいて、STCW条約の包括的な見直し作業を開始。



- 2023年2月、人的因子訓練当直小委員会（HTW9）において、STCW条約の包括的な見直し作業を開始。見直し作業における目的及び原則を策定。

## 包括的な見直し作業の目的

- STCW条約とコードが、次のことを満たしていることを確保する。
  - .1 船上で必要となる機能を遂行するのに適した有能な船員を引き続き輩出する。
  - .2 船員の訓練と認証に関する国際的に認められた基準と当直の基準を提供する。
  - .3 技術面、規制面、運用面、関連業界の発展に対応し、適応する。
  - .4 調和のとれた一貫した条約の実施を促進するように構造化、組織化されている。



## 包括的見直し作業の原則

- .1 包括的なものとなるよう、条約およびコードのすべての条項を考慮。
- .2 訓練、認証、見張りの既存の最低基準を低下させない。
- .3 新しい、時代遅れの能力と技能、時代遅れの要件、不必要な重複に対処。
- .4 船舶および船舶運航に対するデジタル化および新技術の影響と可能性に取り組む。
- .5 船員の教育、訓練、認証におけるデジタル化と新技術の導入と利用による影響と可能性に取り組む。
- .6 不必要な行政的負担の軽減への対応。
- .7 条約およびコード内の不整合、異なる解釈への対処。
- .8 条約およびコード全体で一貫した用語と分類を使用するよう努める。
- .9 SOLAS 条約で規制されている最少安全配置には触れない。
- .10 海上における人命と財産の安全確保、海洋環境の保護に関する訓練への対応。
- .11 他のIMO 基準との整合を確保。
- .12 船員の訓練と認証の基準に対処する唯一のIMO規範であることを確保。
- .13 教育、訓練、認証を組織化し構造化するためのさまざまなアプローチを考慮。
- .14 条約の実施と監視が透明性があり、堅牢かつ動的であることを保証。
- .15 条約の基準が異なる船種において船員の移動を容易にすることを確保。
- .16 船員の教育、訓練、認証に対する要件の累積的な影響を考慮。

HTW10(2024年2月)において、以下の主な見直し分野を策定。

## 包括的見直し作業の主な見直し分野

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 船舶および船舶運航に関する<b>新技術への対応</b></li><li>2. 電子認証を含む船員の<b>証明書のデジタル化</b></li><li>3. 教育や訓練における<b>新技術の活用</b></li><li>4. <b>シミュレーターの使用</b>を含む、船上、陸上での技術訓練の質の確保</li><li>5. 新しい訓練要件の実施における<b>柔軟性と効率性の確保</b>、行政負担の軽減</li><li>6. シミュレーションの使用を含む<b>新技術に関する実務経験の要件</b></li><li>7. <b>性の多様性、ジェンダーを含むいじめとハラスメントへの対応</b></li><li>8. <b>メンタルヘルスへの対応</b></li><li>9. 21世紀における<b>デジタルスキル、コミュニケーションスキル</b></li><li>10. 条約内における<b>不整合への対処</b></li></ol> | <ol style="list-style-type: none"><li>11. 条約内における異なる解釈への対処</li><li>12. 用語の一貫性の確保</li><li>13. 証明書及び裏書の更新及び再発給における柔軟性</li><li>14. 条約の実施、STCW「ホワイトリスト」更新の必要性</li><li>15. 教訓の考慮</li><li>16. 柔軟性の確保</li><li>17. 選択的資格証明（第7章関係）</li><li>18. 当直体制及び遵守すべき原則（第8章関係）</li><li>19. STCWと他のIMO規則との整合性</li><li>20. <b>サイバーセキュリティの意識</b></li><li>21. 条約の実施および経過規定</li><li>22. <b>時代遅れの訓練要件への対処</b></li></ol> |
|---|---|

# STCW条約の包括見直しに関するロードマップ

- ◆ HTW10（2024年2月）において、包括見直し作業のロードマップを策定。
- ◆ 目標として、2027年のHTW13で改正案の策定、2027年秋の採択を目指して、今後、HTW小委員会、会期間作業部会（ISWG）で検討を進めていく予定。

## 包括的見直しのロードマップ

	2024年		2025年		2026年		2027年	
	HTW10 2024年2月	ISWG ①	HTW11 2025年2月	ISWG ②	HTW12 2026年2月	ISWG ③	HTW13 2027年2月	採択会議 2027年秋
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ロードマップ策定</li> <li>➢ 見直し分野の特定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 条文のレビュー</li> <li>➢ ギャップリストの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ロードマップ更新</li> <li>➢ ギャップリストの策定</li> <li>➢ 優先事項検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ロードマップ更新</li> <li>➢ 改正案の検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 改正案の策定</li> </ul>	
REVIEW ステージ	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 条約のレビュー</li> <li>✓ ギャップの特定</li> </ul> </div>							
REVISION ステージ				<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 改正案の検討</li> </ul> </div>				採択
							最終化	

※ロードマップは、HTW小委員会にて、見直しの上、更新がなされる。